

見える化改革報告書 「人権啓発」

平成30年11月19日
総務局

「人権啓発」報告書要旨（1）

1 「見える化」分析の要旨

都は、人権尊重の意識を社会全体に広く浸透させるため、「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチの双方から啓発に取り組んでいる。

人権啓発をより一層効果的に実施していくため、人権啓発事業について事業ユニット分析を行い、「テーマ設定」、「対象者」、「啓発拠点」の3つの視点から、現状と課題を分析し、今後の取組の方向性について検証する。

2 現状分析と課題

（1）テーマ設定「全ての人権課題について啓発を行う」

- ・ 様々な人権課題を総合的に発信する啓発事業については、全ての人権課題を取り上げるとともに、人権一般についての普遍的な視点からのアプローチによる啓発についても着実に実施している。
- ・ 特定の人権課題を取り上げる啓発事業は、啓発行事、講座など、主に都民参加型で実施しているが、開催回数等も限られるため、年間を通じて全ての人権課題を取り上げることが難しい。
- ・ 総務局人権部が実施する個別の人権課題としては、性自認及び性的指向、外国人（特にヘイトスピーチの解消に関すること。）の分野について、過去3カ年で取り扱う啓発行事、講座などが他の人権課題に比べて少ない傾向にある。

⇒ 国際都市として、東京2020大会開催を契機に、個別課題にかかる啓発の充実が課題

（2）対象者「あらゆる人々に対して啓発を届ける」

- ・ 男女ともに、年齢別では20代、30代で、ライフステージ別では独身期、家族形成期で、人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が29.8%～40.4%と高い。
- ・ 都の行事参加者では、区部開催、市部開催の地域の別なく、40歳以上の者が6割程度を占めている。中には、40歳以上の参加が9割程度の行事もある。
- ・ 参加者の状況を踏まえ、万人向けを対象とする啓発だけでなく、よりターゲットを意識した啓発行事の検討及び広報手法の創意工夫が求められる。

⇒ よりターゲットを意識した啓発・広報が課題

「人権啓発」報告書要旨（2）

（3）啓発拠点「東京都人権プラザの機能強化を図る」

- ・東京都人権プラザでは、施設の特徴を生かした展示室事業、図書資料室事業等を実施している。
- ・人権プラザの指定管理者である（公財）東京都人権啓発センターには、これまでの事業実施に伴い、様々な人権課題に対するアプローチの方法等、人権に関する専門性とネットワークが蓄積されている。
- ・人権プラザ及びセンターにおける啓発の取組が、都や区市町村の取組へと波及していることから、センターは事業実施方法等の専門的な助言を含め、実質的な技術支援機能を担っている。
- ・施設移転を契機として、外部との連携・協力という観点から、展示室、団体見学の受入れ事業等のPR活動、アウトリーチ活動先の新規開拓、アンケート実施によるアウトリーチ活動内容のさらなる充実など、人権プラザの来館者数増へつなげるための取組を推進する余地がある。
⇒ 人権啓発の拠点として、センターの特色を生かしながら、人権プラザの持てる機能を最大限に有効活用していくことが課題

3 今後の取組の方向性

（1）「新たな人権課題への対応」に向けた取組の方向性

- ・様々な人々が集まる国際都市として、また、東京2020大会開催を契機として、新しい人権課題（性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消）への理解を深めるための啓発の取組を推進していく。

（2）「若年層への普及啓発強化」に向けた取組の方向性

- ・幅広い層に人権課題への関心を高めるため、子育て世代や新社会人を中心とした20代及び30代の層に焦点を当て、人権に対する理解を深めるための啓発の取組を重点的に推進していく。

（3）「人権プラザの機能強化」に向けた取組の方向性

- ・人権プラザのPR強化、センターの持つ専門性とネットワークを生かしたアウトリーチ型の啓発事業を充実させること等により、人権プラザの認知度を高め、人権プラザの利用者、利用団体の増加を図り、都民の人権課題への理解・関心を高める。

目次

序章	東京都における人権啓発	P 4
第Ⅰ章	都における人権啓発事業の概要	P 13
第Ⅱ章	現状分析と課題抽出	P 16
第1節	テーマ設定	P 18
第2節	対象者	P 30
第3節	啓発拠点	P 39
第Ⅲ章	今後の取組の方向性	P 49
第1節	新たな人権課題への対応	P 52
第2節	若年層への普及啓発強化	P 56
第3節	人権プラザの機能強化	P 59

序章 東京都における人権啓発

序章 東京都における人権啓発

東京都の特色と人権施策の基本理念

◆ 東京都の特色と人権施策の基本理念

○ 日本の首都・東京は、国の内外から、民族、国籍、宗教、文化、性別、年齢など、**様々な背景や属性のある多くの人々が集まる国際都市**であり、**様々な人権課題が存在している都市**である。

○ 日本や世界の各地から集まった、様々な背景・属性のある都民や来訪者など**全ての人々が、お互いに、生活習慣、文化、価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市を目指す**必要がある。

○ また、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念に基づき、**国際都市にふさわしい人権が尊重された都市、東京2020大会のホストシティにふさわしいダイバーシティを実現し、将来世代へと確実に継承していくため、都として施策を推進していく必要がある。**

「日本国憲法」(S22.5施行)

- ・ 基本的人権の尊重は憲法の柱の一つで、侵すことのできない永久の権利として国民一人一人の人権の保障を目指している。

「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」(H9.7策定)

- ・ 第49回国連総会(H6.12)で決議された「人権教育のための国連10年」を受けて、憲法に定める基本的人権の尊重の原則等に基づき、人権という普遍的文化を構築することを目的に、学校教育、社会教育、企業その他あらゆる場を通じて、人権教育を推進することを目標とした国内行動計画を策定

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(H12.12施行)

- ・ 人権尊重の緊要性に関する認識の高まりや人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について必要な措置を定めた法律
- <第3条> 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、**多様な機会の提供、効果的な手法の採用**、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。
- <第5条> 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、**その地域の実情を踏まえ**、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「人権教育・啓発に関する基本計画」(H14.3閣議決定)

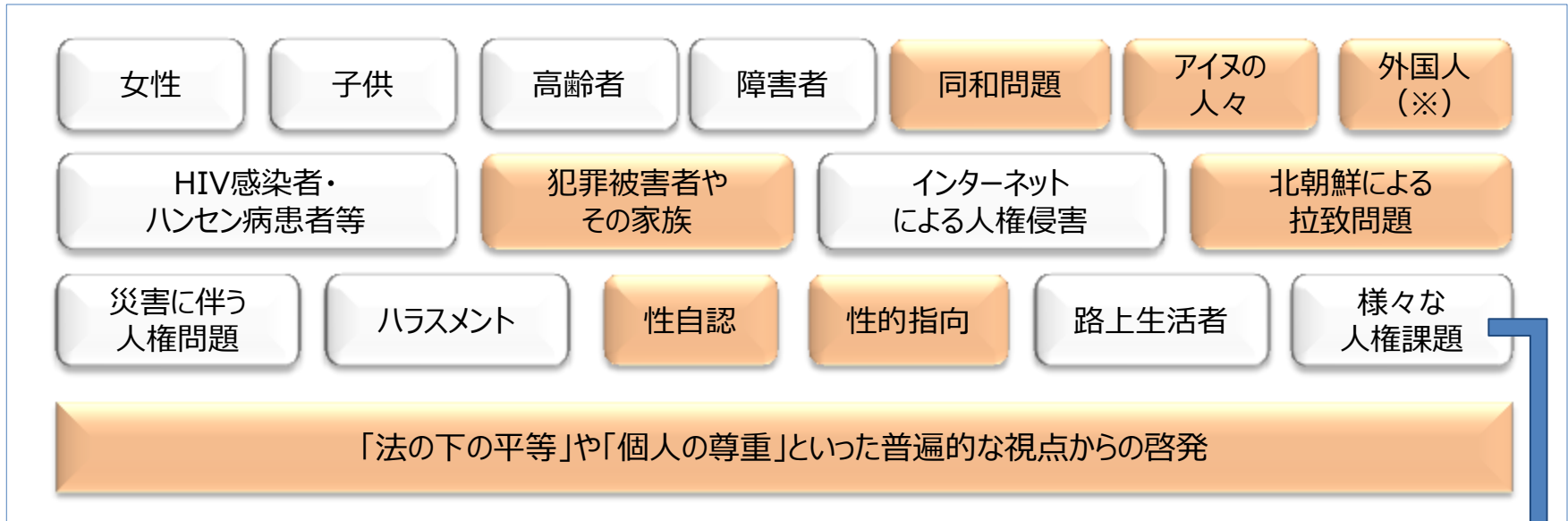
- ・ 法律第7条に基づき、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する大綱として策定
 - ・ 人権一般の普遍的な視点から「人権教育」と「人権啓発」を掲げるほか、個別の人権課題に対する取組の方向性を提示
- <国が掲げる人権課題> 女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、路上生活者、性的指向、性自認、人身取引、災害に伴う人権問題、その他の人権課題

序章 東京都における人権啓発 都の指針の基本的な考え方

「東京都人権施策推進指針」（H12.11策定、H27.8改定）

「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からの啓発とともに、国が基本計画等で掲げる人権課題を踏まえ、下記の課題に即した**個別的な視点からの啓発**を組み合わせ、都民に人権尊重の意識が広く浸透するための総合的な啓発を推進するため、都が取り組むべき施策の基本方針を示した。

【参考】「東京都人権施策推進指針」における人権課題



- ・ 総務局人権部は、普遍的な視点からの啓発を実施するとともに、個別の課題に応じて庁内各局をはじめ、民間団体等とも連携
- ・ 上記の人権課題のうち、色の付いた課題については、総務局人権部が事業を実施（※外国人については、ヘイトスピーチに関連するもの）

・ 刑を終えて出所した人
・ 個人情報の流出やプライバシー侵害
・ 親子関係・国籍
・ 人身取引 等

- 都は、指針で示した人権施策の基本理念や基本的な考え方を踏まえ、国際都市にふさわしい人権尊重の理念が浸透した社会の実現を目指して、以下の3つの視点から総合的な人権施策の推進に取り組んでいる。

① 『テーマ設定』 → 全ての人権課題について啓発を行う

- ・ 人権尊重の意識を社会全体に広く浸透させるため、「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からアプローチする方法と具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする方法を組み合わせ、総合的な人権啓発を推進する。

② 『対象者』 → あらゆる人々に対して啓発を届ける

- ・ 子供から高齢者に至るまで幅広い層を対象に、あらゆる機会を捉え、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、創意工夫を凝らし人権啓発を推進する。

③ 『啓発拠点』 → 「東京都人権プラザ」の機能強化を図る

- ・ 「東京都人権プラザ」が、人権啓発拠点として多くの都民に利用されるよう、更なる機能強化を図り、これまで以上に様々な主体と連携・協力することにより、人権啓発を推進する。

序章 東京都における人権啓発 都条例の制定

- 都はこれまでも、「東京都人権施策推進指針」に基づき、それぞれの人権課題に対して着実に取組を進めてきた。
- これまでの取組はもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストシティとして、性自認及び性的指向に関する不当な差別の解消等、並びに本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消等に更に積極的に取り組むべく、新たに条例を制定した。

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（H30.10制定）

【主な内容】

（H30.10～一部施行、H31.4～全面施行）

＜第1章＞ オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

- ・啓発、教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。
- ・人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進する。

＜第2章＞ 多様な性の理解の推進

- ・性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発、教育等を推進する。
- ・上記の差別解消を図るため、基本計画を定めるとともに、国や区市町村と連携しながら、必要な取組を推進する。

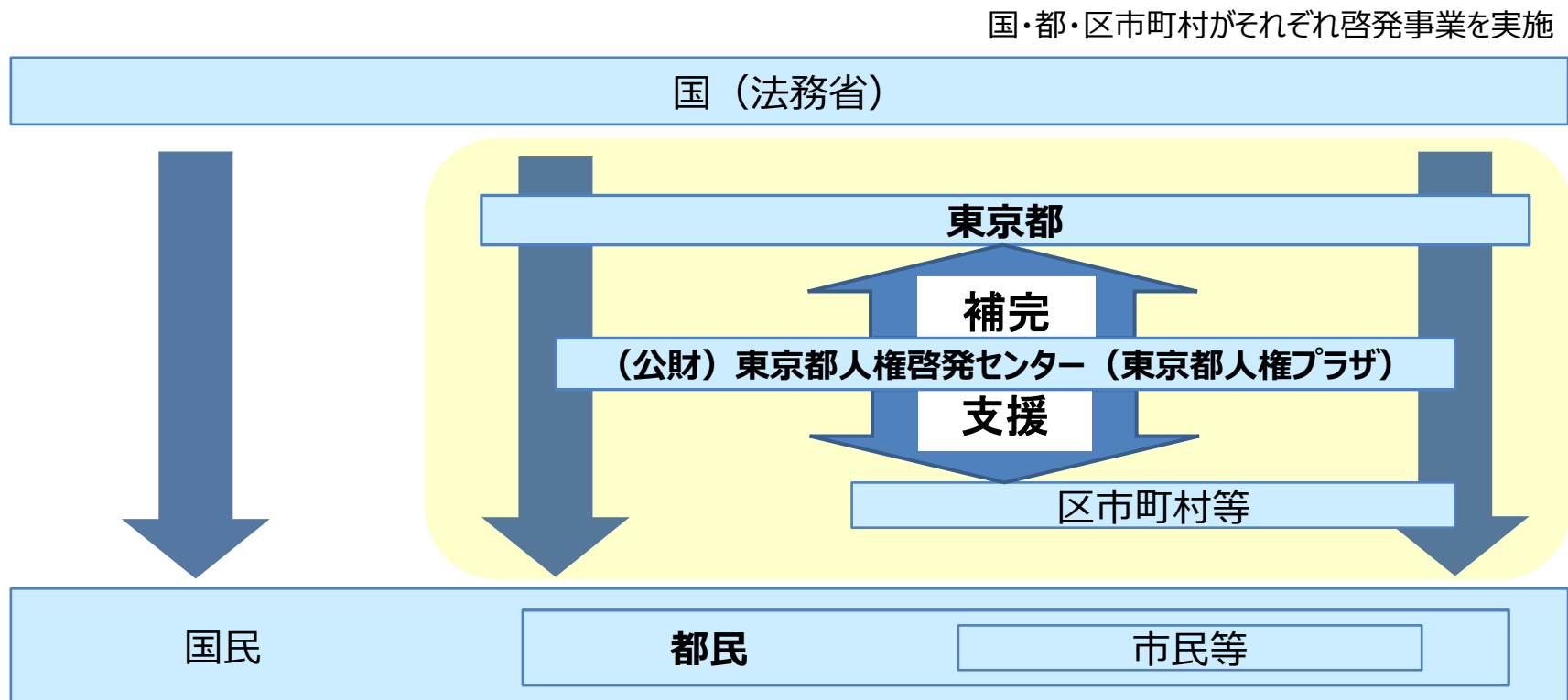
＜第3章＞ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

- ・都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動の解消を図る。
- ・不当な差別的言動の解消又は防止のため、啓発、教育等を推進するとともに、都が保有する公の施設の利用制限について基準を定める。
- ・不当な差別的言動に該当する表現活動については、必要な拡散防止措置を講ずるとともに、その概要等を公表する。

序章 東京都における人権啓発 人権啓発事業の執行体制①

- 都は、国や区市町村、その他関係団体との連携・協力のもと、それぞれの実施主体の特性を生かしながら多角的に人権啓発事業を実施している。
- また、人権啓発の拠点として東京都人権プラザ（以下「人権プラザ」という。）を設置しており、その管理運営は、指定管理者である（公財）東京都人権啓発センター（以下「センター」という。）が行っている。センターは、都の人権行政を補完しながら、地域や住民の実情を踏まえた、きめ細かな取組を担う区市町村等を側面から支援している。

（１）人権啓発事業の執行体制



序章 東京都における人権啓発 人権啓発事業の執行体制②

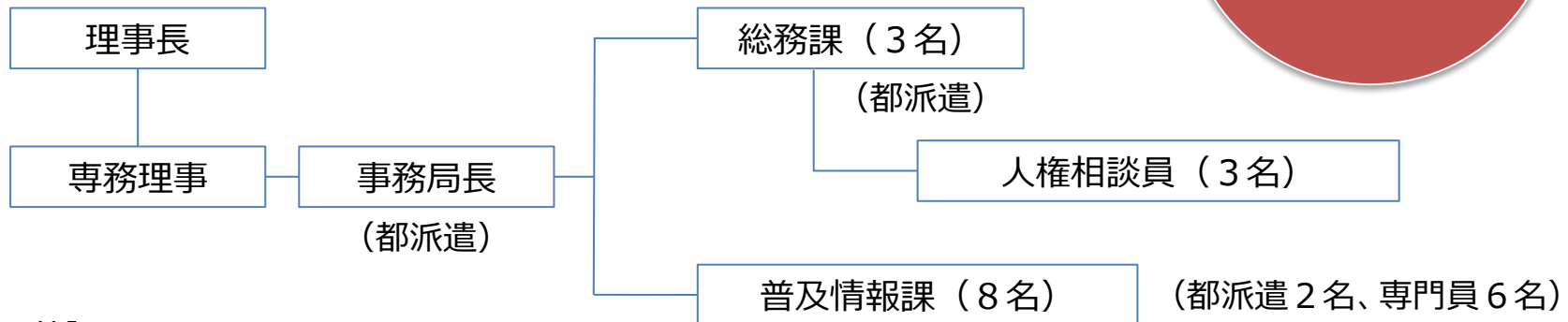
(2) (公財) 東京都人権啓発センターの概要

センターは、都民の人権意識の高揚を図ることを目的とする公益財団法人で、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施している。また、人権プラザの指定管理者として、施設の管理運営等の業務を行っている。

【主な事業】

- ・普及啓発事業（啓発行事、協賛行事、広告等）
- ・講演・講座・研修等及び相談事業（都民講座、研修講師出講、人権相談）
- ・情報収集・提供、調査研究等事業（図書資料等閲覧貸出等）
- ・出版事業（人権情報誌「T O K Y O人権」の発行）
- ・都及び区市町村等の行う人権に関する教育・啓発事業
- ・人権啓発関係施設の管理運営

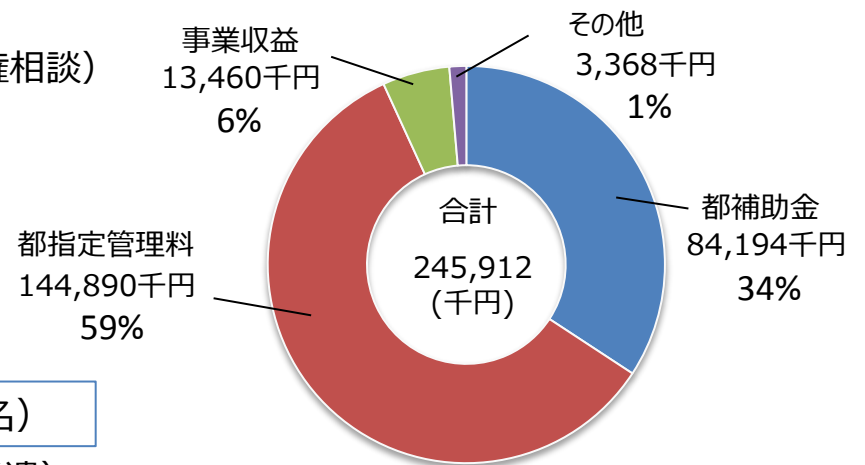
【組織体制】（平成30年4月1日現在）



【沿革】

- 昭和46年4月1日 財団法人東京都同和事業促進協会設立
- 平成10年7月16日 東京都産業労働会館と機能の整理統合を行い、財団法人東京都人権啓発センターとして改組
- 平成23年3月25日 公益財団法人として認定
- 平成23年4月1日 公益財団法人東京都人権啓発センターに移行

【平成29年度経常収益内訳】



序章 東京都における人権啓発 人権啓発事業の執行体制③







(3) 国、都・センター、区市町村の役割

	国	東京都		区市町村
		総務局人権部	センター	
取組等	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定 ○人権白書の作成 ○地方委託事業（都・区市町村が執行する事業）の財政措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の制定、「東京都人権施策推進指針」の策定とこれに基づく総合的な人権施策の推進 ○都の実情を踏まえた、多文化共生社会の実現に向けた啓発行事 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門性と関係機関とのネットワークの活用 ○少数を対象としたオーダーメイドの啓発事業の実施 ○指定管理者として人権プラザの管理運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの地域の実情に配慮した啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発映画会 ・人権啓発パネル展 ・講演会 ・人権作文、標語等のコンテスト 等
役割	<ul style="list-style-type: none"> ◆地方自治体に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ①法・計画等による制度面の支援 ②啓発活動に対し財政面の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆都における啓発の考え方を提示 ◆都民全体を対象とした啓発活動 ◆国と連携しつつ、区市町村の取組を支援・促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆都の人権施策を補完 ◆都、区市町村の啓発事業に対し技術面の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地元住民を対象とした啓発活動

第 I 章 都における人権啓発事業の概要







第 I 章 都における人権啓発事業の概要 主な啓発事業の概要①

(1) 様々な人権課題を総合的に発信する啓発事業

事業名	実施主体	内容	啓発等ツール
■ 啓発冊子「みんなの人権」、リーフレット等の作成	都	・様々な人権課題を取り上げた啓発冊子「みんなの人権」等を配布	
■ ヒューマンライツ・フェスタ東京	都	・幅広い都民に人権の大切さについて考えてもらい、理解を深めるための場を提供することを目的として、合計3日間、様々な啓発の催しを実施	
■ 車内広告、人権週間ポスターの作成	都等、センター	・小学生の作品を人権ポスターに起用し、鉄道車内に掲出 ・人権週間（12月4日から12月10日まで）に合わせて、世界人権宣言をテーマとしたポスターを作成し、交通機関、公共施設等へ掲出	
■ スポーツ組織と連携した啓発活動	都等	・Jリーグやプロ野球チームと連携し、試合会場で啓発グッズの配布等を実施 ・選手が出演する啓発映像を作成し、会場スクリーンで放映	
■ 人権プラザ展示室・図書資料室の運営	都(指定管理者：センター)	・人権プラザ展示室において、17の人権課題についてパネル展示等を実施するほか、体験型学習設備を整備 ・人権問題に関する図書資料、映像資料の収集を行い、図書資料室で閲覧、貸出事業を実施	
■ ラジオ、情報誌による啓発	センター	・ラジオ番組「人権 TODAY」（毎週土曜日放送）、人権情報誌「T O K Y O 人権」（年4回発行）により、様々な人権問題を取り上げるとともに、東京都や区市町村の人権に関するイベント情報を掲載	

第 I 章 都における人権啓発事業の概要 主な啓発事業の概要②

(2) 特定の人権課題を取り上げる啓発事業

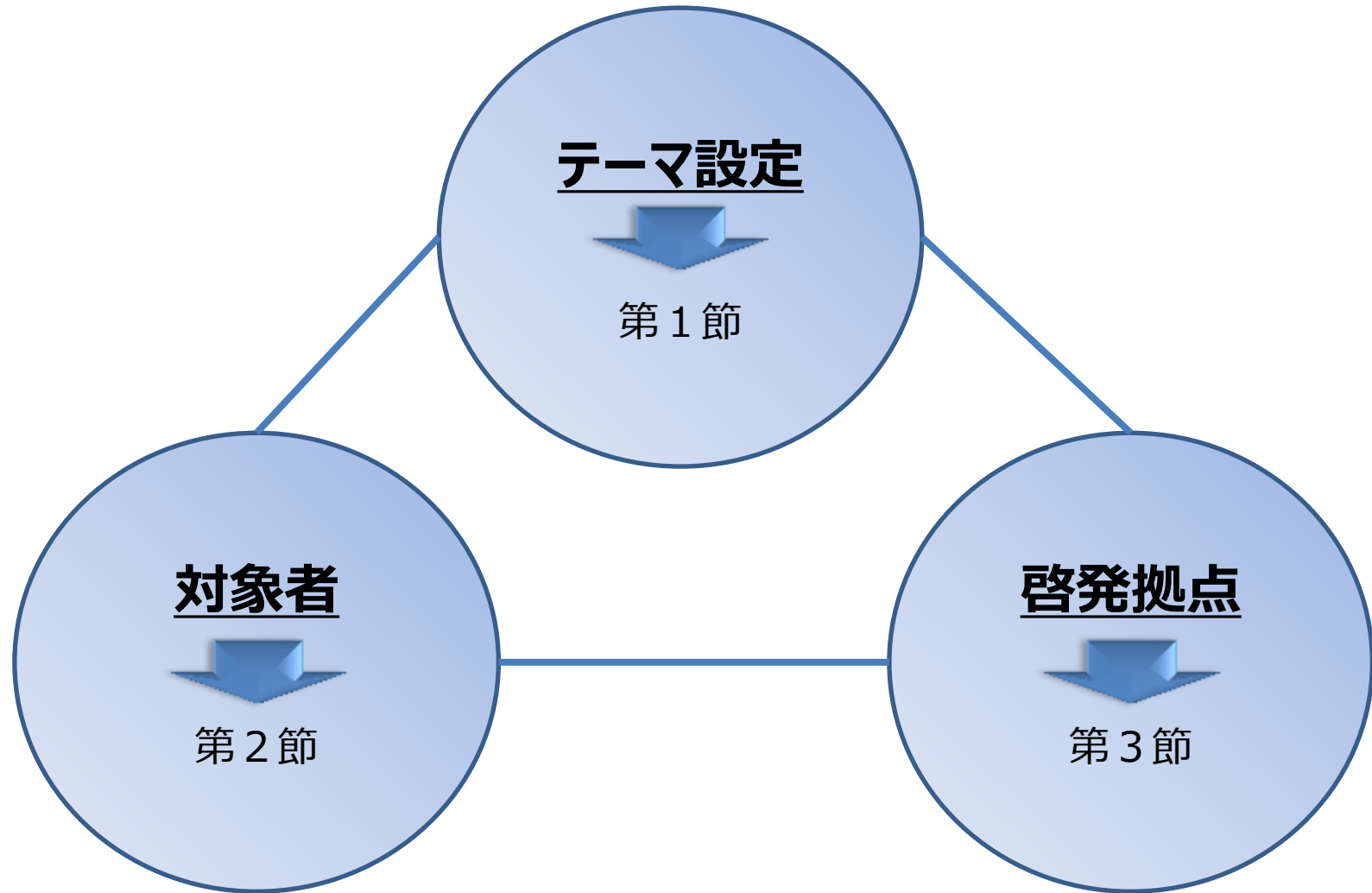
事業名	実施主体	内容	啓発等ツール
■ 憲法週間・人権週間行事	都	・憲法週間（5月1日から5月7日まで）、人権週間（12月4日から12月10日まで）に合わせて、特定のテーマを定めて人権課題に関する講演会、映画上映会等を実施	
■ 拉致問題啓発行事	都	・北朝鮮による拉致を人権問題として取り上げ、写真パネル展、映画上映会、舞台劇、都民集会等を実施	
■ 犯罪被害者週間行事	都	・犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）に合わせて、講演会、映画上映会、パネルディスカッション等を実施	
■ アイヌ文化啓発行事	都	・アイヌの歴史や文化について理解を深めるため、アイヌ文様作品の展示会、学習会を実施	
■ 人権プラザ・センターにおける啓発事業	都(指定管理者:センター)、センター	・人権プラザにおける企画展、人権問題に関する都民向け講座、子供向けの人権教室、指導者養成セミナー、学校等の団体見学のための人権学習会、イベント会場や学校への出張展示、都内小中学校を対象とした体験学習会等を実施	
■ 個別の人権課題に関する啓発冊子、リーフレット等の作成	都	・同和問題への啓発のためのリーフレット「明るい社会をめざして－理解編－」等を配布	

- ・ 上記のほか、各局においては、相互に連携を図りながら、各人権課題についてそれぞれの施策体系の下で必要な取組を実施している。
- ・ 例えば、福祉保健局では「子供」、「高齢者」、「障害者」等の人権課題について、福祉施策等の取組と合わせて啓発を行っている。

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出

第Ⅱ章では、序章で述べた都が目指す3つの視点ごとに、取組の実施状況の把握（現状）、取組に対する評価（分析）、課題抽出を行う。



第1節 テーマ設定

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出 第1節 「テーマ設定」

(1) 様々な人権課題を総合的に発信する啓発事業（H29年度）

- 様々な人権課題を総合的に発信する啓発事業については、全ての人権課題を掲載した啓発冊子、年に複数回の発信の機会を持つメディアなどを通じて啓発を行うことにより、全ての人権課題を取り扱っている。
- また、以下に掲げる事業はいずれも、憲法に定める基本的人権をはじめ、特定の人権課題によらない人権一般についての内容を含んでおり、普遍的な視点からのアプローチによる啓発についても着実に実施している。

事業	実施方法	対象	取組実績(29年度)	テーマ設定
■ 啓発冊子「みんなの人権」、リーフレット等の作成	冊子等の配布	不特定多数	啓発冊子「みんなの人権」 113,000部 等	冊子等の中で様々な人権課題を取り上げている
■ ヒューマンライツ・フェスタ 東京	イベント実施	不特定多数 (イベント来場者)	3日間実施 来場者：合計13,200人	スポーツ体験等で様々な人権課題を取り上げている
■ 人権プラザ展示室、図書資料室の運営	展示、資料貸出	不特定多数 (人権プラザ来館者)	来館者：合計8,245人	常設展等で様々な人権課題を取り上げている
■ ラジオ番組「人権TODAY」の提供	ラジオ番組の提供	不特定多数	毎週土曜日 午前8時20分頃から5分間放送	週替わりで様々な人権課題を取り上げている
■ 人権情報誌「TOKYO人権」の発行	情報誌の発行	不特定多数	年4回、合計56,000部発行	特集記事等で様々な人権課題を取り上げている
■ 車内広告、人権週間ポスターの作成	ポスター掲示	不特定多数	3路線に1,320枚掲出 等	ポスターで人権一般について啓発を行っている。
■ スポーツ組織と連携した啓発活動	試合会場、映画館での広告等	不特定多数(試合会場、映画館入場者)	4試合会場、15映画館で放映 試合会場では、啓発グッズを配布	啓発グッズ等で人権一般について啓発を行っている。
■ ホームページの運営	ホームページの運営	不特定多数	都施策の周知、啓発行事の広報、You tubeチャンネル掲載 等	—

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出 第1節 「テーマ設定」

(2) 特定の人権課題を取り上げる啓発事業（H29年度）

- 特定の人権課題を取り上げる啓発事業は、冊子の配布やポスターの掲示等を除き、啓発行事、講座など主に都民参加型で実施しているが、開催回数等も限られることから、年間を通じて全ての人権課題を取り上げることが難しい。

事業	実施方法	対象	取組実績（29年度）	テーマ設定
■ 憲法週間行事（講演と映画の集い）	イベント実施	イベント来場者	文京区で開催 来場者：360人	特定のテーマを定めて、講演会や映画上映会を実施
■ 人権週間行事（トークショーと映画の集い）	イベント実施	イベント来場者	小平市で開催 来場者：475人	特定のテーマを定めて、講演会や映画上映会を実施
■ 拉致被害者救出運動写真パネル展	パネル展示	イベント来場者	5日間実施 来場者：合計893人	拉致問題をテーマとし、パネル展を実施
■ 拉致問題啓発舞台劇の公演	舞台公演	イベント来場者	来場者：1,000人	拉致問題をテーマとし、舞台劇を実施
■ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間車内広告	ポスター掲示	不特定多数	都営バス等に2,872枚掲出	拉致問題をテーマとし、車内広告を実施
■ 拉致問題啓発映画上映会	映画上映会実施	イベント来場者	来場者：199人	拉致問題をテーマとし、映画上映会を実施
■ 拉致問題啓発のための都庁舎ライトアップ	都庁舎ライトアップ実施	不特定多数	29年度は9月に1週間実施	拉致問題をテーマとし、都庁舎をライトアップ
■ 犯罪被害者週間行事〈区部・市町村部開催〉	イベント実施	イベント来場者	大田区、東久留米市で開催 来場者：合計280人	犯罪被害者支援をテーマとし、講演会等を実施

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出 第1節 「テーマ設定」

(2) 特定の人権課題を取り上げる啓発事業（H29年度）

事業	実施方法	対象	取組実績（29年度）	テーマ設定
■ 犯罪被害者支援・三者合同キャンペーン	イベント実施	イベント来場者	来場者：150人	犯罪被害者支援をテーマとし、演奏会等を実施
■ アイヌ文様作品展、伝統と文化の集い	イベント実施	イベント来場者	来場者：合計83人	アイヌの人々の伝統・文化をテーマとし、展示会等を実施
■ 人権問題都民講座	講座実施	講座受講者	年6回実施 受講者：合計510人	特定のテーマを定めて、広く都民向けに講座を実施
■ 人権学習会	講座実施	講座受講者	受講者：110団体	特定のテーマを定めて、団体見学、フィールドワーク等を実施
■ 人権啓発指導者養成セミナー	研修実施	研修受講者	年2回実施 受講者：合計112人	特定のテーマを定めて、学校、企業等向けにセミナーを実施
■ 子供人権教室	講座実施	講座受講者	年2回実施 受講者：合計36人	特定のテーマを定めて、児童・生徒向けにワークショップを実施
■ 人権啓発映画会	映画上映会実施	イベント来場者	来場者：241人	特定のテーマを定めて、映画上映会を実施
■ 出張展示	出張展示	依頼のあった団体	出張回数：12回	特定のテーマを定めて、出張先で展示会を実施
■ 人権問題体験学習会	都内小中学校へ出張講座	依頼のあった団体	出張回数：26回	特定のテーマを定めて、出張先で講座を実施
■ 個別の人権課題に関する啓発冊子、リーフレット等の作成	冊子等の配布	不特定多数	リーフレット「明るい社会をめざして－理解編－」 100,000部 等	特定のテーマについて、冊子、リーフレット等を作成・配布

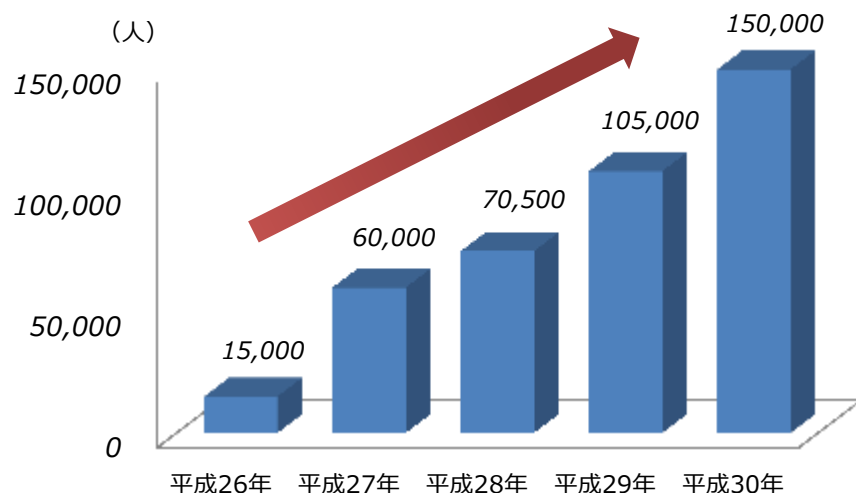
LGBT等関連イベント来場者数の推移

- 例えば、東京レインボープライドの来場者数は、過去5年間で約10倍増加しており、パレードの参加者数も倍増している。
- 近年では、テレビタレント、歌手、大手企業等の協力もあり、社会的な注目をより一層集めている。

東京レインボープライド

特定非営利活動法人東京レインボープライドが主催する、LGBT等の方々が差別や偏見にさらされることなく、より自分らしく、前向きに生きていくことができる社会を目指すイベントの総称。欧米諸国をはじめ世界の主要な都市では、「～プライド」と称される、LGBT等の方々のパレードイベントが恒例行事として、毎年開催されている。

<東京レインボープライド来場者数の推移（概数）>



【出典：主催者発表】

<東京レインボープライドパレード>



【出典：TOKYO RAINBOW PRIDEホームページ】

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
来場者数（沿道応援者を含む）	15,000人	60,000人	70,500人	105,000人	150,000人
（うちパレード参加者数）	(3,000人)	(3,000人)	(4,500人)	(5,000人)	(7,000人)

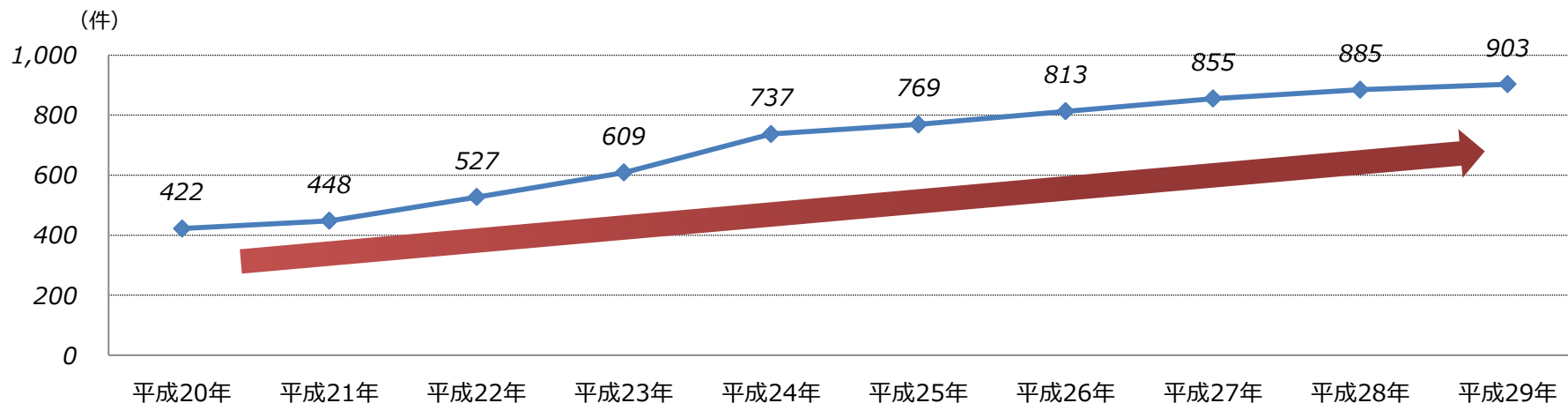
性別取扱い変更数の推移

- 性別取扱い変更の申立てに対して、認容判決が下った件数は増加傾向にあり、平成20年以降の10年間で2倍以上増加している。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

平成16年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、性同一性障害者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるとされた。

＜性別取扱い変更数の推移＞



【出典：(平成20～28年)裁判所「司法統計」より作成、(平成29年)最高裁判所提供による速報値】

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
性別取扱い変更数	422件	448件	527件	609件	737件	769件	813件	855件	885件	903件

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出 第1節 「テーマ設定」

デモ・街宣活動の都道府県比較

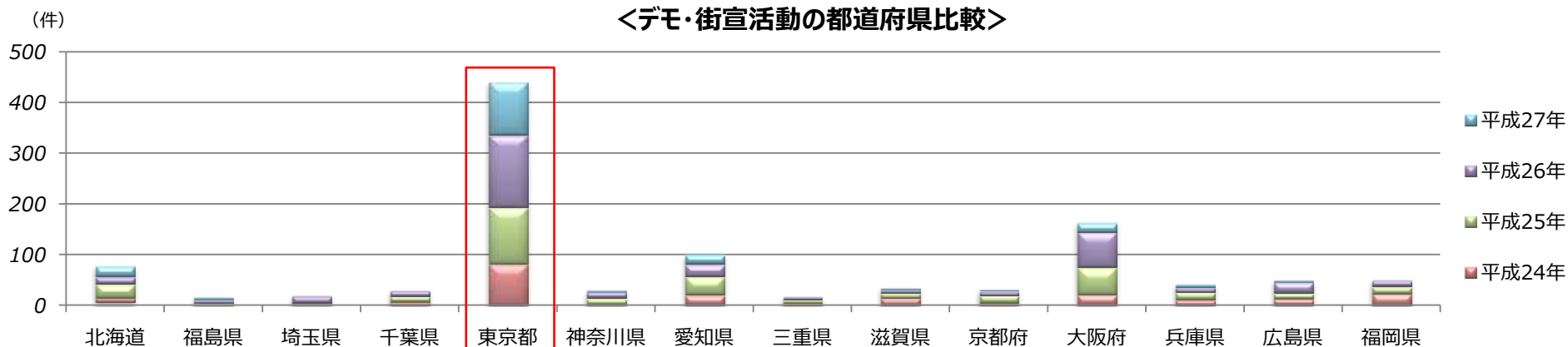
- 平成24年4月から平成27年9月までの3年6ヵ月間で、ヘイトスピーチを伴うデモ・街宣活動を行っている指摘される団体が行うデモ・街宣活動と認知された件数は、東京都が突出している。
- デモ・街宣活動の件数が多い大都市においては、ヘイトスピーチの発生について高いリスクが内在している。

ヘイトスピーチについて

本邦外出身者に対する差別的言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」）を伴うデモ等が全国各地で公然と行われ、報道で大きく取り上げられるなど、社会問題化するようになった。

平成27年度に法務省は、国内におけるヘイトスピーチの実態について委託調査を実施し、「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（平成28年3月）をまとめた。

<デモ・街宣活動の都道府県比較>



【出典：（公財）人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（平成27年法務省委託調査研究事業）より作成、4年間で10件未満の県は省略】

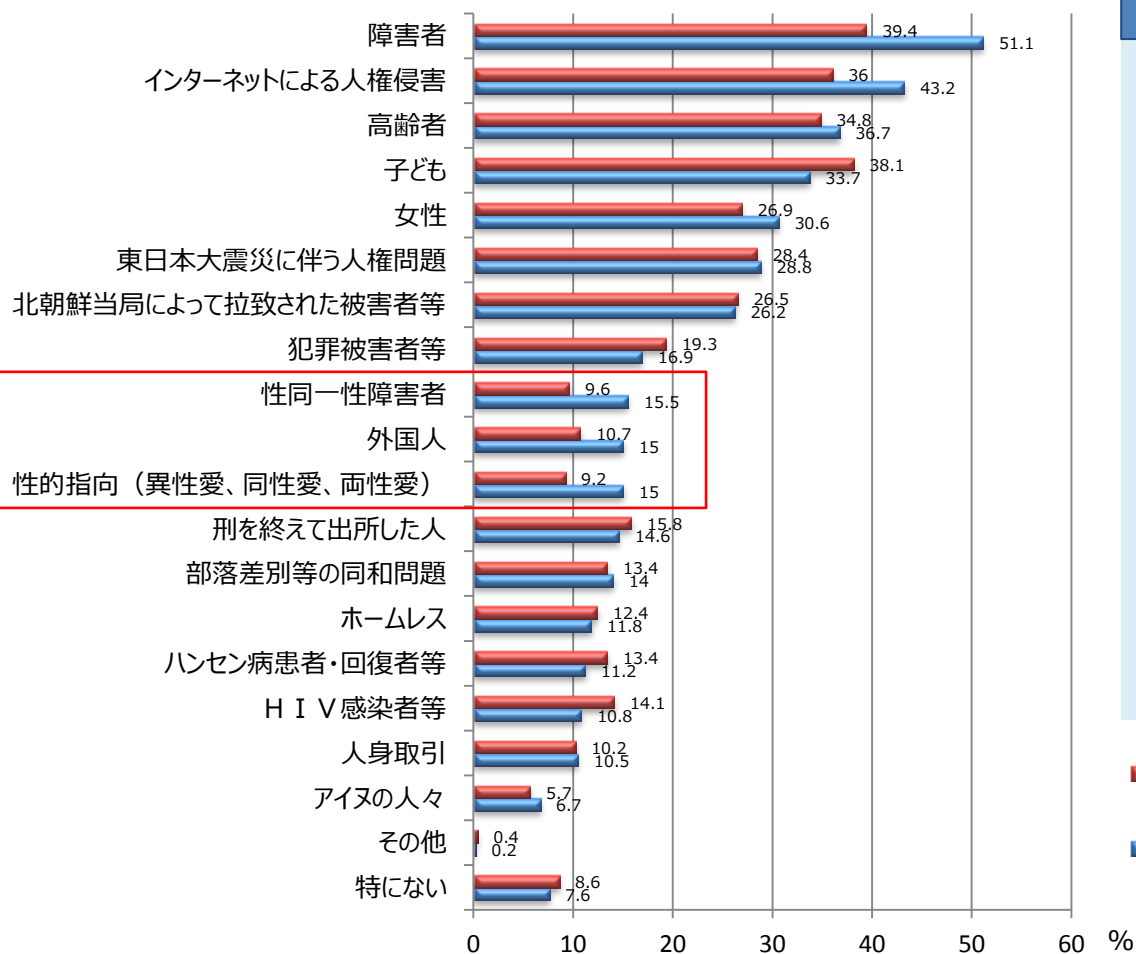
	北海道	福島県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	広島県	福岡県
H27年	20件	4件	1件	0件	104件	4件	18件	1件	2件	2件	19件	5件	3件	0件
H26年	15件	7件	14件	11件	143件	12件	25件	6件	7件	9件	70件	10件	22件	12件
H25年	27件	4件	3件	11件	112件	12件	36件	6件	10件	15件	53件	15件	11件	14件
H24年	8件	0件	2件	7件	81件	2件	21件	5件	15件	5件	22件	11件	13件	23件
計	70件	15件	20件	29件	440件	30件	100件	18件	34件	31件	164件	41件	49件	49件

「人権擁護に関する世論調査」内閣府

- 平成29年に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」によると、主な人権課題について関心があるものとして「性同一性障害者」、「外国人」、「性的指向」を挙げた者の割合が前回調査時（平成24年）に比べて高くなっている。

<主な人権課題に関する意識について>

Q 5 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。（複数回答）



調査の概要

■ 調査目的

人権擁護に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

■ 調査対象

全国18歳以上の日本国籍を有する者
（平成24年調査時は20歳以上）

■ 標本数

3,000人

■ 調査時期

[平成29年調査]
平成29年10月5日～10月15日
[平成24年調査]
平成24年8月23日～9月2日

- 24年調査
(N = 1,864人、M. T = 372.9%)
- 29年調査
(N = 1,758人、M. T = 400.1%)

近年の国内外の動向

オリンピック憲章の改正

- ・ 平成26（2014）年12月、国際オリンピック委員会（I O C）臨時総会で、オリンピック憲章におけるオリンピズムの根本原則第6項を改正し、以下のとおり「**性的指向**」による差別の禁止を明記することが採択された。

根本原則 第6項

このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、**性的指向**、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

ヘイトスピーチ解消法の成立

- ・ 平成28（2016）年5月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（通称：「ヘイトスピーチ解消法」）が成立した。

前文 不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第4条第2項 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出 第1節 「テーマ設定」

- 総務局人権部が事業を実施する個別の人権課題としては、性自認・性的指向、外国人（特にヘイトスピーチに関連すること）について、過去3カ年で取り扱う行事、講座などがその他の人権課題に比べて少ない傾向にある。

<総務局人権部が事業を実施する人権課題の取扱実績（過去3カ年）>

『同和問題』			
年度	H27	H28	H29
取扱実績	計9回		

<取り扱った行事、講座等>

- 人権問題都民講座（H28、H29）
- 人権啓発映画会（H27～29）
- 啓発冊子等「明るい社会をめざして」、「就職差別解消促進月間ちらし」、「土地差別調査啓発ちらし」、「部落差別解消法周知ちらし」

『アイヌの人々』			
年度	H27	H28	H29
取扱実績	計10回		

<取り扱った行事、講座等>

- アイヌ文様作品展（H27～29）
- アイヌの伝統と文化の集い（H27～29）
- 子供人権教室（H28）
- 人権問題体験学習会（H27、H28）
- リーフレット「アイヌの人々の人権」

『外国人』			
年度	H27	H28	H29
取扱実績	計6回		
（うちヘイトスピーチ関連）	<u>（計1回）</u>		

<取り扱った行事、講座等>

- 憲法週間行事（H29）
- 人権週間行事（H28）
- 人権問題都民講座（H28、H29）
- ※ H29年度は都民向け講座で2回外国人関連のテーマを取り扱った。
（うち1回は、「ヘイトスピーチと言論の自由」をテーマに開催）
- リーフレット「外国人の人権」

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出

第1節 「テーマ設定」

『犯罪被害者やその家族』

年度	H27	H28	H29
取扱実績	計9回		

＜取り扱った行事、講座等＞

- 犯罪被害者週間行事＜区部開催＞（H27～29）
- 犯罪被害者週間行事＜市町村部開催＞（H27～29）
- 犯罪被害者支援・三者合同キャンペーン（H28、H29）
- リーフレット「犯罪被害者等の人権」

『北朝鮮による拉致問題』

年度	H27	H28	H29
取扱実績	計16回		

＜取り扱った行事、講座等＞

- 「拉致被害者救出運動」写真パネル展（H27～29）
- 拉致問題啓発舞台劇の公演（H29）
- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間車内広告（H27～29）
- 拉致問題啓発映画上映会（H29）
- 拉致問題啓発のための都庁舎ライトアップ（H27、H29）
- 拉致問題の解決を願うパネル展（H27）
- 拉致問題の解決を願う都民集会（H27、H28）
- 拉致問題の解決を願う都民の集い（H27、H28）
- バナー掲出「ブルーリボンのバナー（旗）」

『性自認・性的指向』

年度	H27	H28	H29
取扱実績	計3回		

＜取り扱った行事、講座等＞

- 人権問題体験学習会（H28、H29）
（「LGBT学習会」として都内小中学校の主に教職員を対象に実施）
- リーフレット「性的マイノリティの人権」
（H28年度に27,000部作成し、都内区市町村等へ配布）

<「テーマ設定」に関する現状の評価>

(1) 都事業の取組評価

- ・ 様々な人権課題を総合的に発信する啓発事業については、全ての人権課題を取り上げるとともに、人権一般についての普遍的な視点からのアプローチによる啓発についても着実に実施している。
- ・ 一方、特定の人権課題を取り上げる啓発事業は、冊子の配布やポスターの掲示等を除き、啓発行事、講座など、主に都民参加型で実施しているが、開催回数等も限られるため、年間を通じて全ての人権課題を取り上げることが難しい。
- ・ また、総務局人権部が事業を実施する個別の人権課題としては、性自認・性的指向、外国人（特にヘイトスピーチに関連すること）について、過去3カ年で取り扱う行事、講座などがその他の人権課題に比べて少ない傾向にある。

(2) 近年の社会状況等

- ・ 東京レインボープライドの来場者数、性別取扱い変更数が著しく増加しているとともに、東京都におけるヘイトスピーチを伴うデモ・街宣活動の認知件数は他都市と比べ突出しているほか、内閣府の世論調査によると、「性同一性障害者」、「性的指向」、「外国人」の分野において人権課題としての関心が高まっている。
- ・ また、平成26年12月のオリンピック憲章の改正により、「性的指向」による差別の禁止が明記され、平成28年5月には不当な差別的言動の解消に向けた取組推進のため、ヘイトスピーチ解消法が制定された。



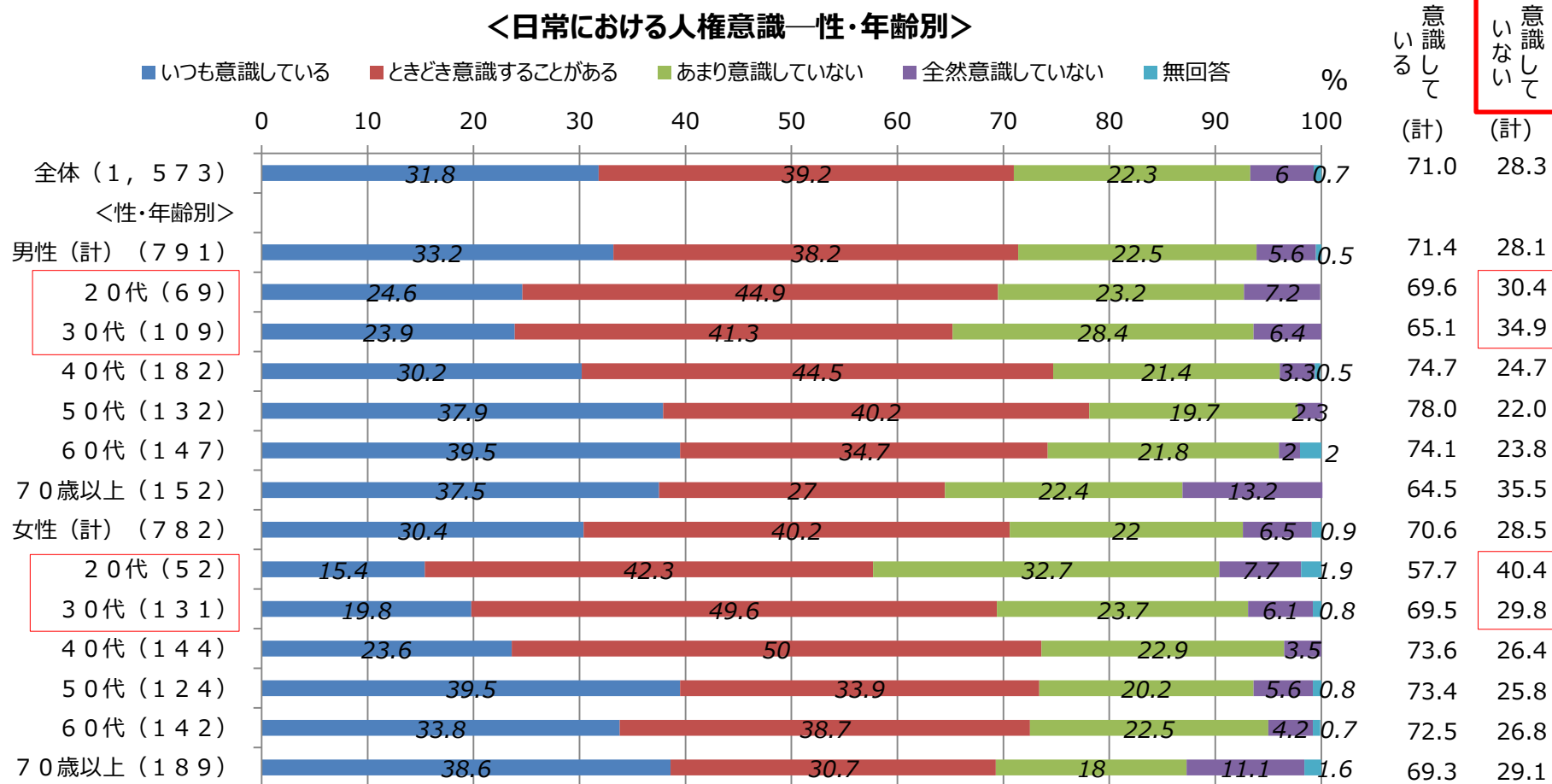
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるに当たり、様々な国から来日する外国人が増加する中、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、社会的な関心が高まっている「性自認・性的指向」、「外国人（特にヘイトスピーチに関すること）」の2つの分野に光を当て、啓発等の取組を更に推進する必要がある。

第2節 対象者

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出 第2節 「対象者」

「人権に関する世論調査（平成25年11月）」東京都生活文化局

○ 平成25年に東京都生活文化局が実施した「人権に関する世論調査」によると、男性、女性ともに、20代と30代において、人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が29.8%～40.4%と高い。

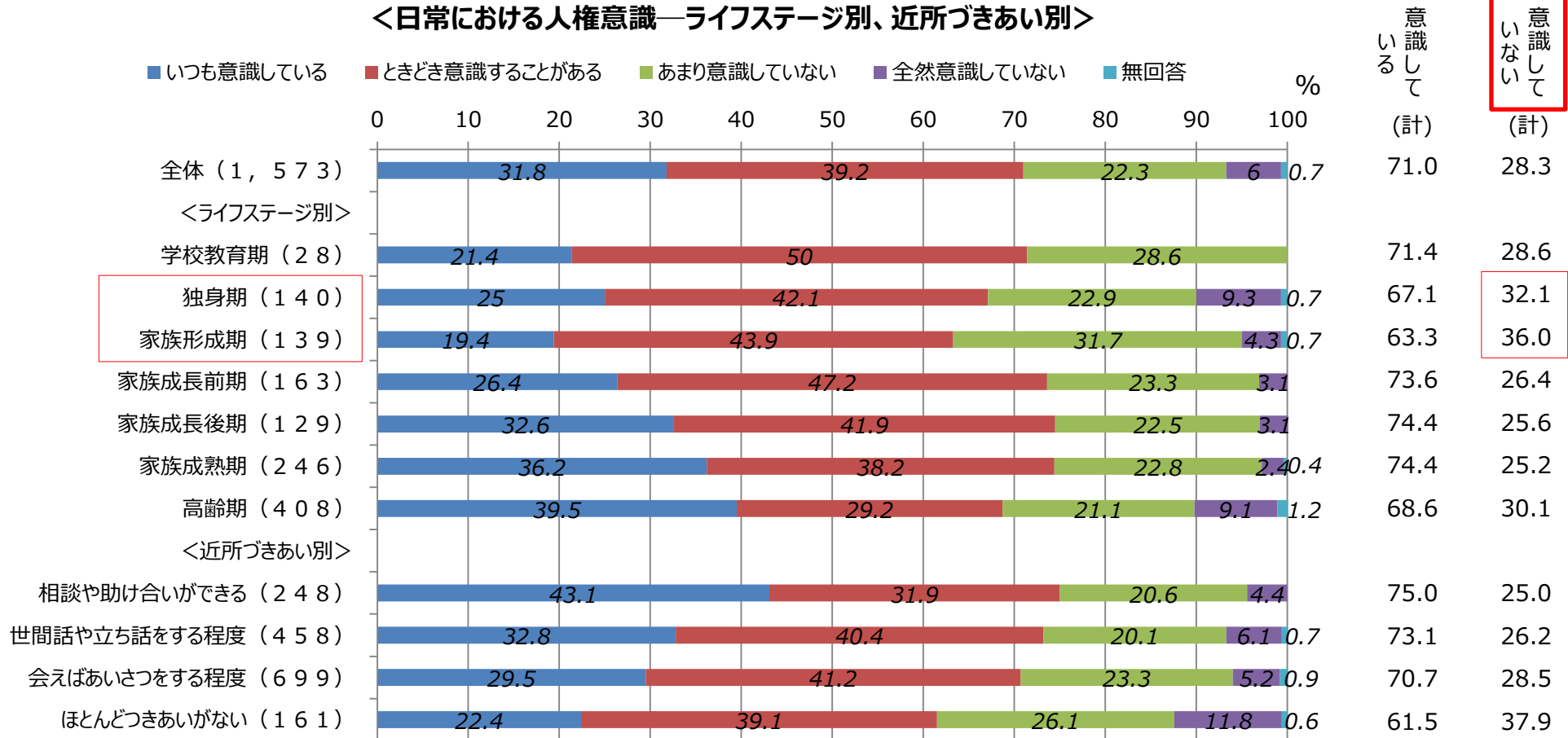


第Ⅱ章 現状分析と課題抽出 第2節 「対象者」

「人権に関する世論調査（平成25年11月）」東京都生活文化局

○ また、ライフステージ別で見ると、独身期、家族形成期で、人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が32.1%～36.0%と高い。

＜日常における人権意識—ライフステージ別、近所づきあい別＞



学校教育期・・・未婚の学生、独身期・・・40歳未満の独身者、家族形成期・・・第1子が就学前又は40歳未満で子供なし、家族成長前期・・・第1子が小・中学生、家族成長後期・・・第1子が高校・大学生、家族成熟期・・・第1子が学校教育を終了、高齢期・・・65歳以上で子供全員が学校教育を終了

「ヒューマンライツ・フェスタ東京」参加者数の推移

- 都の指針において「重点プロジェクト」と位置づけ実施している大型啓発イベント「ヒューマンライツ・フェスタ東京」の参加者（アンケート回答者）のうち、40歳以上の者が6割程度を占めている。

<平成29年度の年代別イベント参加者数>

イベント内容

【目的】

人権施策の重点プロジェクトとして、幅広い都民の方に人権の大切さについて考え、理解を深めてもらう

【メインテーマ】

「ダイバーシティ（多様性の尊重）」

【プログラム】

(10月15日)

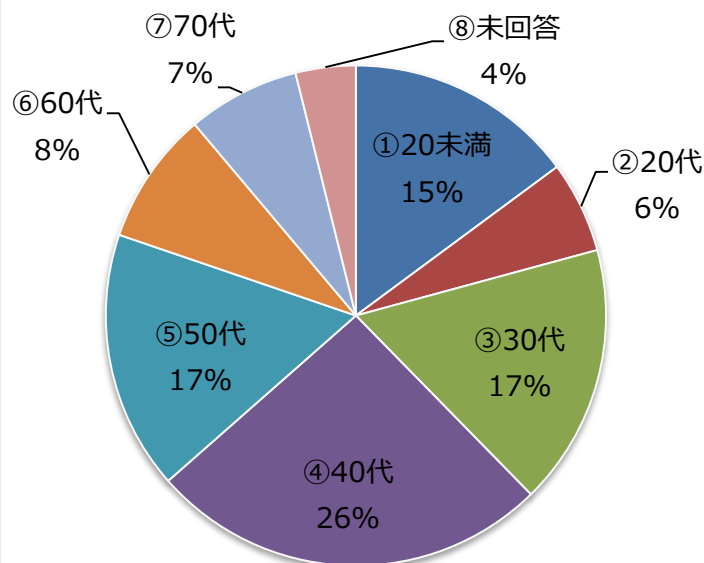
・体験ワークショップ、パネル展示 等

(11月4日)

・シンポジウム、動画コンテスト 等

(11月5日)

・コンサート、映画上映 等



年代	参加者数
①20歳未満	88人
②20歳代	35人
③30歳代	100人
④40歳代	153人
⑤50歳代	99人
⑥60歳代	51人
⑦70歳代	43人
⑧未回答	23人
計	592人

<過去3カ年イベント参加者数の推移>

	H27年度	H28年度	H29年度	備考
ヒューマンライツ・フェスタ東京参加者	10,200人	12,100人	13,200人	平成27年度から開始
(うちアンケート回答者)	(748人)	(335人)	(592人)	

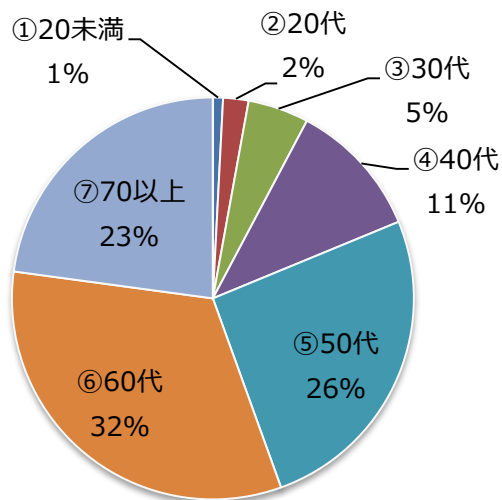
第Ⅱ章 現状分析と課題抽出 第2節 「対象者」

憲法週間行事・人権週間行事参加者数の推移

○ 憲法週間行事、人権週間行事ともに、行事参加者（アンケート回答者）のうち、40歳以上の者が9割程度を占めている。

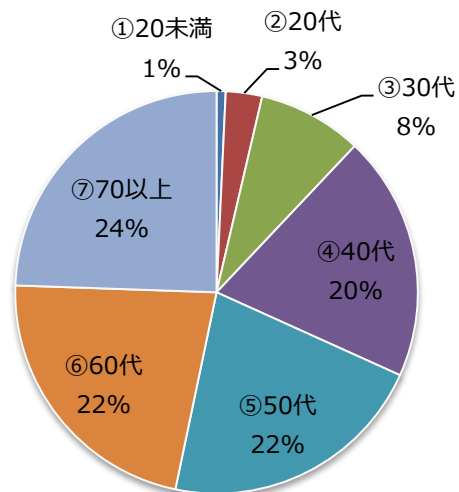
<平成29年度の年代別行事参加者数>

【憲法週間行事】



年代	参加者数
①20歳未満	2人
②20歳代	5人
③30歳代	12人
④40歳代	27人
⑤50歳代	63人
⑥60歳代	80人
⑦70歳代	56人
計	245人

【人権週間行事】



年代	参加者数
①20歳未満	2人
②20歳代	8人
③30歳代	23人
④40歳代	54人
⑤50歳代	59人
⑥60歳代	61人
⑦70歳代	67人
計	274人

<過去5ヵ年行事参加者数の推移>

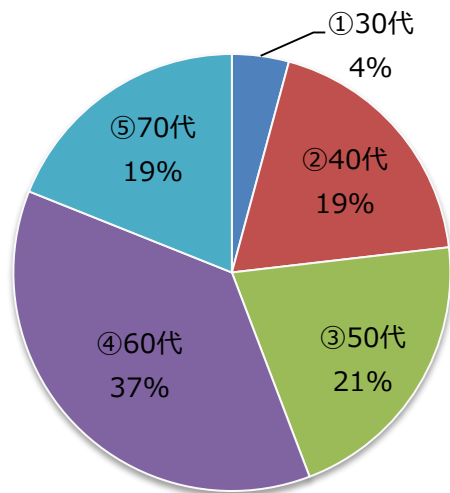
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	備考
憲法週間行事参加者	380人	310人	242人	348人	360人	
（うちアンケート回答者）	(228人)	(158人)	(117人)	(170人)	(245人)	
人権週間行事参加者	940人	910人	900人	712人	475人	28年度までは2会場で実施
（うちアンケート回答者）	(556人)	(368人)	(435人)	(316人)	(274人)	

犯罪被害者週間行事参加者数の推移

- 都が実施する犯罪被害者週間行事では、区部開催、市町村部開催ともに、行事参加者（アンケート回答者）のうち、40歳以上の者が9割以上を占めている。

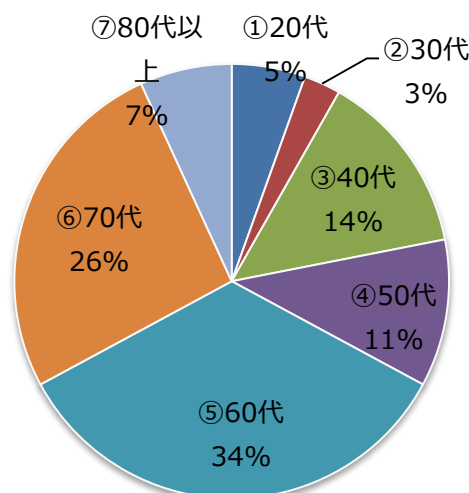
<平成29年度の年代別行事参加者数>

【区部】



年代	参加者数
①30歳代	4人
②40歳代	18人
③50歳代	20人
④60歳代	35人
⑤70歳代	18人
計	95人

【市町村部】



年代	参加者数
①20歳代	4人
②30歳代	2人
③40歳代	10人
④50歳代	8人
⑤60歳代	25人
⑥70歳代	19人
⑦80歳代以上	5人
計	73人

<過去5ヵ年行事参加者数の推移>

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	備考
犯罪被害者週間行事参加者	269人	258人	229人	220人	280人	区市町村と共催
(うちアンケート回答者)	-	(205人)	(134人)	(164人)	(168人)	

20代、30代の総務局人権部職員によるディスカッションまとめ

都が行った世論調査において20代、30代で人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が他の世代と比べて高く、都の啓発行事に参加する者の割合も少ないことが分かった。そこで、なぜ20代、30代にこのような特徴がみられるのか、どうすれば20代、30代に向けて人権啓発を届けることができるかについて、総務局人権部の同世代職員でディスカッションを行った。

<社会の「担い手」意識との関係>

- 社会人になったばかりの20代で人権を意識していない者の割合が高いのは、意外な印象を受ける。学生時代は、ずっと人権教育を受けてきたはず。
- 25年度の滋賀県人権施策推進審議会の報告によると、県民意識調査において人権尊重社会の実現について「なりゆきにまかせる」、「誰かしかるべき人が実現すればよい」と回答する者の割合が、20代、30代で高くなっている。東京都においても、同様の傾向が見られる可能性がある。
- 29年度の国の「社会意識に関する世論調査」でも、20代、30代では「個人の生活をもっと重視すべきだ」と回答する者の割合が、「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」と回答する割合よりも高い。
- 学生時代は人権教育を受ける「受け身」の立場であったが、**社会に出たら人権尊重社会をつくる「担い手」の立場になる。20代、30代は、まだそのギャップを解消できていない**と考えることもできるのではないか。

<20代、30代の人権意識>

- 都が25年度に実施した「人権に関する世論調査」では、男女ともに20代、30代で日常生活において人権を意識していないと回答する者の割合が高くなっており、ライフステージ別で見ると、独身期、家族形成期で人権を意識していないと回答する者の割合が高いため、**仕事や家庭面での環境の変化に適應することで忙しく、なかなか人権に意識が向かない**ことが考えられる。

<20代、30代向けの啓発>

- 20代、30代は、自発的に啓発行事に参加しようという意識があまり高くないため、ショッピングモールや人通りの多い路上などでキャンペーンを行い、集客する方法が良いのではないか。また、こちらから出向くかたちで、成人式のような、**若者が必ず出席するイベントと連携**することもひとつの方法として考えられる。
- 啓発行事の内容については、現在よりも**ターゲットを意識した構成**にした方がよい。20代、30代の集客を期待するなら、たとえば「子育て世代のファミリー層」、「採用後1年から5年くらいまでの新社会人」等のように、**20代、30代のうちのどんな層をターゲットにするかという点まで想定することが必要**である。
- 啓発行事を実施する日程、時間帯も重要である。平日の昼間では、20代、30代の集客は望めない。行事の性質にもよるが、20代、30代をターゲットとする行事なら、土日や祝日に開催したほうが集客効果が見込めるのではないか。

<啓発行事を知る機会を増やす>

- 日々の生活で多忙な20代、30代は、そもそも啓発行事が行われていることを知らない可能性もある。現在、20代、30代が行事にあまり参加していないということは、これまでどおりの広報では不十分であるということ。
- 啓発行事と同様に、**ターゲットを意識した広報活動が必要**である。20代、30代に必ず届く機会を探して、その機会をとらえた広報を強化していくべき。

<「対象者」に関する現状の評価>

(1) 世論調査の結果

- ・平成25年に東京都生活文化局が実施した「人権に関する世論調査」によると、男性、女性ともに、20代と30代において、人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が29.8%～40.4%と高い。
- ・また、ライフステージ別で見ると、独身期、家族形成期で、人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が32.1%～36.0%と高い。

(2) 都事業の取組評価

- ・都主催行事の参加者について、年代別に見ると、「ヒューマンライツ・フェスタ東京」では40歳以上の者が6割程度を占めている。また、憲法週間行事や人権週間行事など、40歳以上の参加が9割程度となっている行事もある。
- ・総務局人権部の同世代職員によるディスカッションでは、上記(1)で見られる20代、30代で人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が高い理由として、仕事や家庭面での環境変化に適応することで忙しく、人権に意識が向きにくいといった意見が出たほか、自発的に啓発行事に参加する意識があまり高くない20代、30代を集客するため、よりターゲットを意識した事業実施方法の検討、広報機会の選択と集中が必要との結論を得た。



- 都が実施する行事の参加者の状況を踏まえ、事業の企画段階から、万人向けを対象とする「どのくらいの参加者が見込めるか」という発想から「どんな性質の参加者を集めるか」という、よりターゲットを意識した啓発行事の検討及び広報手法の創意工夫が必要である。

第3節 啓発拠点

- 都の人権啓発拠点として設置する人権プラザでは、人権や人権問題に関する啓発及び情報の収集・提供を行うとともに人権問題に関する相談を受ける機能を備えており、センターが指定管理者として管理運営している。

<人権プラザにおける主な取組（H29年度）>

■ 展示室の運営

<人権プラザ展示室の管理運営、企画展開催、出張展示>

- ・ 展示室での展示（常設展、企画展（年3回） 年間入場者数5,962人）
- ・ 出張展示（年12回） 等

■ 情報収集・提供

<人権プラザ図書資料室の管理運営、図書資料の収集、閲覧、貸出、インターネットホームページによる情報発信>

- ・ 図書資料、DVD等の閲覧、貸出（蔵書数12,681冊 図書収集数1,240冊 利用者2,283人）
- ・ 図書資料室利用促進及び利用者拡大のための行事（年3回）

■ 普及啓発事業

<人権問題の正しい理解と認識を深めるための啓発事業を実施>

- ・ 人権問題都民講座（年6回 受講者数510人）
- ・ 人権啓発指導者養成セミナー（年2回、教職員等対象63人、企業等対象49人）
- ・ 子供人権教室（年2回）
- ・ 人権学習会（学校・企業・自治体等110団体） 等

- 都は、センターの人権啓発に関する着実な取組を評価し、平成30年度から10年間、人権プラザの指定管理者として指定することを決定した。これまで蓄積・活用されてきた有形・無形のノウハウを今後もさらに活用し、効果的な啓発を将来にわたり継続的に実施していくことが期待できる。

<センターにおける主な取組（H29年度）>

■ 普及啓発事業

<人権を身近な問題として考え、その認識を深めるきっかけを提供するための啓発事業を実施>

- ・ 人権啓発映画会（年1回 参加者数241人）
- ・ ラジオ番組「人権TODAY」の提供（毎週土曜日 午前8時20分頃から5分間放送）
- ・ 人権週間ポスター作製（15,460枚）
- ・ 人権問題体験学習会（小中学校を対象に年26回 受講者数4,416人）

■ 出版事業

<人権に関する様々な話題や都・区市町村の取組など、人権に関する情報を広く都民に提供>

- ・ 人権情報誌「TOKYO人権」の発行（年4回、各14,000部）

- ・ センターでは、人権プラザの施設を活用した事業以外にも、上記の事業等を継続して実施しており、区市町村、学校等との連携等により、事業実施に伴う有形・無形のノウハウが蓄積されている。

＜人権プラザ・センターにおける取組を端緒とした区市町村等での主な取組（H29年度）＞

人権プラザ・センターにおける取組

普及啓発事業

- ・人権問題都民講座
内容：講演と映画のつどいを練馬区との共催で開催
講師：早瀬 憲太郎
実施年度：平成24年度
参加者数：583人
- ・人権啓発行事
内容：人権のつどい「マスオの人権問題考『ことばはプレゼント』」を台東区との共催で開催
講師：増岡 弘（声優・俳優）
実施年度：平成26年度
参加者数：520人
- ・人権問題都民講座
内容：講演「21世紀の部落問題 – 部落差別とアイデンティティー」
講師：内田 龍史、上川多実
実施年度：平成28年度
参加者数：104人

都・区市町村での取組への波及

- ・人権啓発講演会（八王子市）
同一の講師を講演者として招聘（早瀬憲太郎・久美夫妻「音の無い世界 ～夫婦でつかんだ夢の向こう側～」）
- ・憲法週間行事 講演と映画のつどい（港区）
同一の講師を講演者として招聘（増岡弘「マスオの家庭教育考 ～サザエさん一家は幸福みつけの達人ぞろい～」）
- ・区民企画同和講座（足立区）
同一の講師を講演者として招聘（上川多実「東京で部落差別と向き合う」）

＜人権プラザ・センターにおける取組を端緒とした区市町村等での主な取組（H29年度）＞

人権プラザ・センターにおける取組

出版事業

・TOKYO人権 第60号（平成25年11月発行）巻頭インタビュー
サヘル・ローズ「どんなときでも自分を信じ、どんなことでも自分の糧に」

・TOKYO人権 第66号（平成27年5月発行）巻頭インタビュー
ドリアン助川「人はなぜ生まれ、どう生きるべきなのか — 小説『あん』がハンセン病を通じて問いかけるもの」

・TOKYO人権 第67号（平成27年8月発行）巻頭インタビュー
木村草太「人権を考える—それは想像力を働かせて自分とは異なる人の立場になってみること」

（年間4回、各14,000部発行）

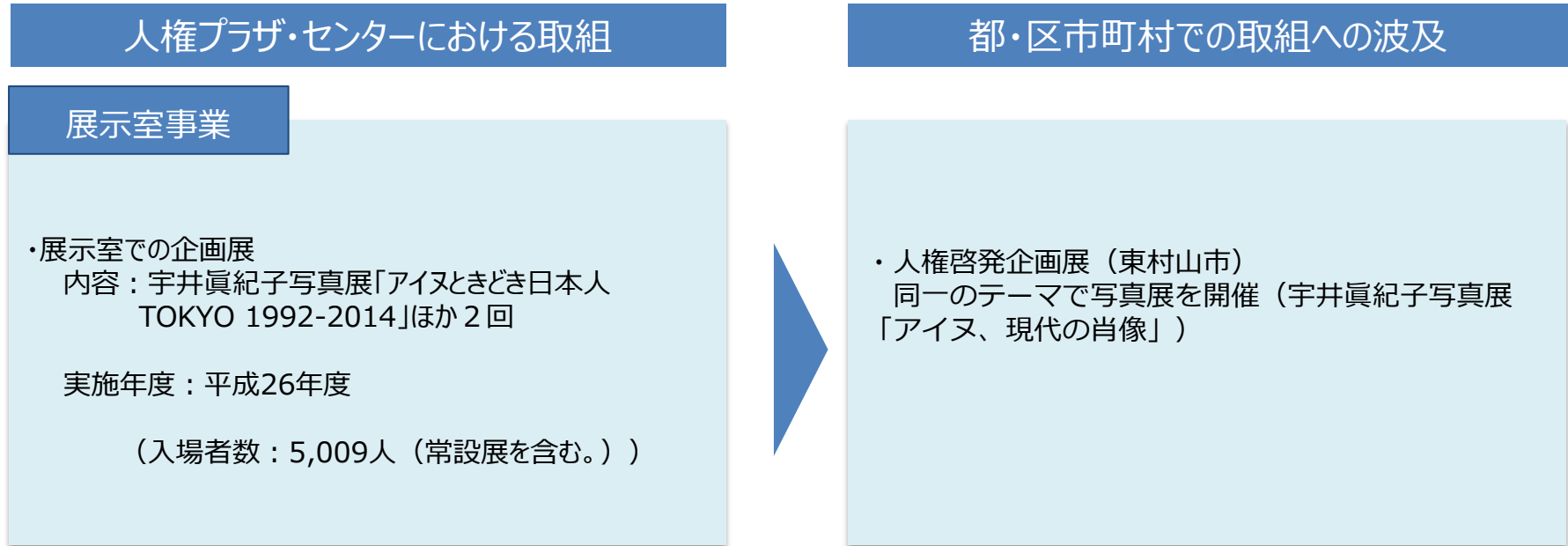
都・区市町村での取組への波及

・憲法週間行事（東京都総務局人権部）
同一の講師を講演者として招聘（サヘル・ローズ「私に力をくれた“出会い”」）

・人権週間 講演と映画のつどい（品川区）
同一の講師を講演者として招聘（ドリアン助川「それでも生きる意味はある ～ハンセン病小説『あん』で伝えたかったこと～」、映画『あん』の上映）

・憲法講演会（府中市）
同一の講師を講演者として招聘（木村草太「いま、考えてみよう、憲法のこと」）

＜人権プラザ・センターにおける取組を端緒とした区市町村等での主な取組（H29年度）＞



- ・ 人権プラザ及びセンターにおける取組は、上記のように都や区市町村の取組へと波及している。都や区市町村は、人権啓発事業の実施に当たり、人権プラザやセンターが扱った先駆的な事業を中立性・公平性の観点から参考にして、事業を企画・実施している。
- ・ このように、人権プラザやセンターは、事業の企画、講師の選定をはじめとした事業実施方法等の専門的な助言を含め、実質的な都や区市町村に対する技術支援機能を担っている。

＜人権プラザの移転＞

- 人権プラザは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を人権に対する都民の関心を高める好機と捉え、これまで以上に人権尊重の理念を広く社会に発信し、浸透させていく必要がある。
- また、建物の老朽化のため、施設の更なる機能強化に向けて、平成29年1月に港区芝へ移転し、同年2月に開館



＜来館者数＞

(単位：人)

年度	H24	H25	H26	H27	H29
来館者	6,539	7,222	8,041	7,128	8,245

- ※ 「人数」は、展示室及び図書資料室の来館者数をカウント
- ※ H28年度は、閉鎖期間等が含まれるため除外



- ⇒ 施設移転後の平成29年度来館者は8,245人と移転前の平成24年度から27年度までの平均に比べ、**約14%増加**した。
- ⇒ **港区との連携強化を進め、新たに区立施設の指定管理者に対する学習会を実施**したほか、港区在住・在勤・在学者等を対象に、平成30年10月から人権啓発講座（全5回のうち3回は人権プラザを活用）の開催を予定している。

- ・ 区市町村との連携については、港区との取組が新たに開始されたものの、人権プラザやセンターに対する潜在的なニーズを積極的に掘り起こすためのアプローチが他の区市町村等に対して十分に行われているとはいえない状況にある。
- ・ 人権プラザへの来館者の増加につながり得る、区市町村をはじめとした外部との連携・協力を更に進める必要がある。

<人権プラザ移転後の新たな経営戦略及び取組状況>

○ 区市町村との連携によるP R活動の強化

- ・ 人権プラザをより多くの都民に利用してもらうため、人権プラザの展示室、団体見学の受入れ事業等を積極的にP Rするなど、人権プラザ来館者数の増加策を検討・実施することにより、人権啓発の裾野を広げ、都民の人権課題に対する理解と関心を高める。
→ 29年度は、移転後の人権プラザが立地する港区と連携し、新たな学習会を実施した。
⇒ **今後は、港区との連携をさらに拡大するとともに、地元港区を皮切りに、全ての区市町村にP R活動を行い、取組をさらに拡げていくことが必要である。**

○ 啓発対象・機会の拡充

- ・ 人権啓発の対象・機会を来館者以外にも拡大するため、人権プラザを拠点とした事業展開だけでなく、積極的にアウトリーチ型の啓発事業を展開する。
→ 29年度は、12回の出張展示を実施し、人権プラザの外部で啓発を行った。
⇒ **今後は、啓発対象・機会をさらに拡大していくため、出張展示先の新規開拓を行うとともに、人権プラザのP Rの場としても積極的に活用を図っていくことが必要である。**

○ 啓発内容・手法の質の向上

- ・ アウトリーチ型の啓発事業において、人権問題に関する体験型のワークショップ等の企画・支援をオーダーメイドで実施し、啓発内容・手法の充実を図る。
→ 29年度は、26回の人権問題体験学習会を実施し、出張先へのアンケート調査を実施した。
⇒ **今後は、アンケート調査の意見を踏まえて事業の見直しを行い、相手方の要望等にきめ細かく対応していくことが必要である。**

<「啓発拠点」に関する現状の評価>

(1) 都事業の取組評価

- ・ 人権プラザでは、施設の特徴を生かした展示室事業、図書資料室事業等を実施している。
- ・ 人権プラザの指定管理者であるセンターには、これまでの事業実施に伴い、様々な人権課題に対するアプローチの方法や区市町村、学校との連携等、人権問題に関する専門性とネットワークが蓄積されている。
- ・ また、人権プラザ及びセンターにおける啓発の取組は、都や区市町村の取組への波及効果があることから、センターは事業実施方法等の専門的な助言を含め、都や区市町村等に対する実質的な技術支援機能を有している。

(2) 施設移転後の状況

- ・ 平成29年2月に港区芝へ移転・開館後、新たな経営戦略のもと来館者は増加している。
- ・ 施設移転後、港区との連携強化の取組が新たに開始されたものの、人権プラザやセンターに対する潜在的なニーズを積極的に掘り起こすためのアプローチが区市町村等に対して十分行われているとはいえない。
- ・ 外部との連携・協力という観点から、区市町村との連携によるPR活動の強化、アウトリーチ型啓発活動の新規開拓、アンケート調査の意見を踏まえた事業内容の更なる充実など、人権啓発の裾野を広げるための取組を展開する余地がある。



- センターは、都と連携・協力して様々な事業を実施することで蓄積された有形・無形のノウハウを生かし、都や区市町村等への技術支援機能を担っている。
- 東京都における人権啓発の拠点として、センターの特色を生かしながら、人権プラザの持てる機能を最大限に有効活用していくことが、今後も求められる。
- 人権プラザ来館者数の増加による都民の人権課題への理解・関心の向上につながり得る、区市町村をはじめとする外部との連携・協力、事業内容の更なる充実を進める余地がある。

第Ⅱ章 現状分析と課題抽出

第Ⅱ章のまとめ

	取組の視点	現 状	課 題
テーマ設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重の意識を社会全体に広く浸透させるため、「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からアプローチする方法と具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする方法を組み合わせ、総合的な人権啓発を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の人権課題を取り上げる都民参加型行事等による啓発活動については、性自認・性的指向、ヘイトスピーチ関連の取扱数が他の人権課題に比べて少ない傾向にある。また、これらの人権課題は、関連するイベントの社会的認知度の高まりやオリンピック憲章の改正、ヘイトスピーチ解消法の成立など国内外の動きが見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京2020大会を迎えるに当たり、様々な国から来日する外国人が増加する中、都の人権条例に基づき、社会的な関心が高まっている「性自認・性的指向」、「外国人（特にヘイトスピーチに関すること）」の2つの分野に光を当て、啓発等の取組を更に推進する必要がある。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供から高齢者に至るまで幅広い層を対象に、あらゆる機会を捉え、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、創意工夫を凝らし人権啓発を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都が実施した世論調査によると、年代別では20代及び30代が、ライフステージ別では独身期及び家族形成期に当たる若年層で、日常において人権を意識していないと回答する者の割合が高い。また、都の啓発行事参加者の年齢層は、40歳以上の者が多くの割合を占めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い年代の都民に対し人権課題への関心を高めるため、啓発が行き届きにくい若年層を対象に、事業の企画段階から、万人向けを対象とする「どのくらいの参加者が見込めるか」という発想から「どんな性質の参加者を集めるか」という、よりターゲットを意識した啓発行事の検討及び広報手法の創意工夫が必要である。
啓発拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権プラザが、人権啓発拠点として多くの都民に利用されるよう、さらなる機能強化に向け、これまで以上に様々な主体との連携を図ることで、人権啓発を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権プラザ及びセンターは、これまで蓄積された専門性とネットワークを生かした事業を実施している。平成29年の施設移転により来館者が増加しており、新たな経営戦略のもと区市町村等と連携・協力しながら啓発対象・機会の拡充や啓発内容・手法の充実等に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設移転後の取組状況を踏まえ、人権プラザへの来館者の増加及び都民の人権課題への理解・関心の向上にもつながり得る、区市町村をはじめとする外部との連携・協力を更に積極的に進める余地がある。また、利用者等のニーズを踏まえた事業の見直しを行い、要望等にきめ細かく対応していくことも求められる。

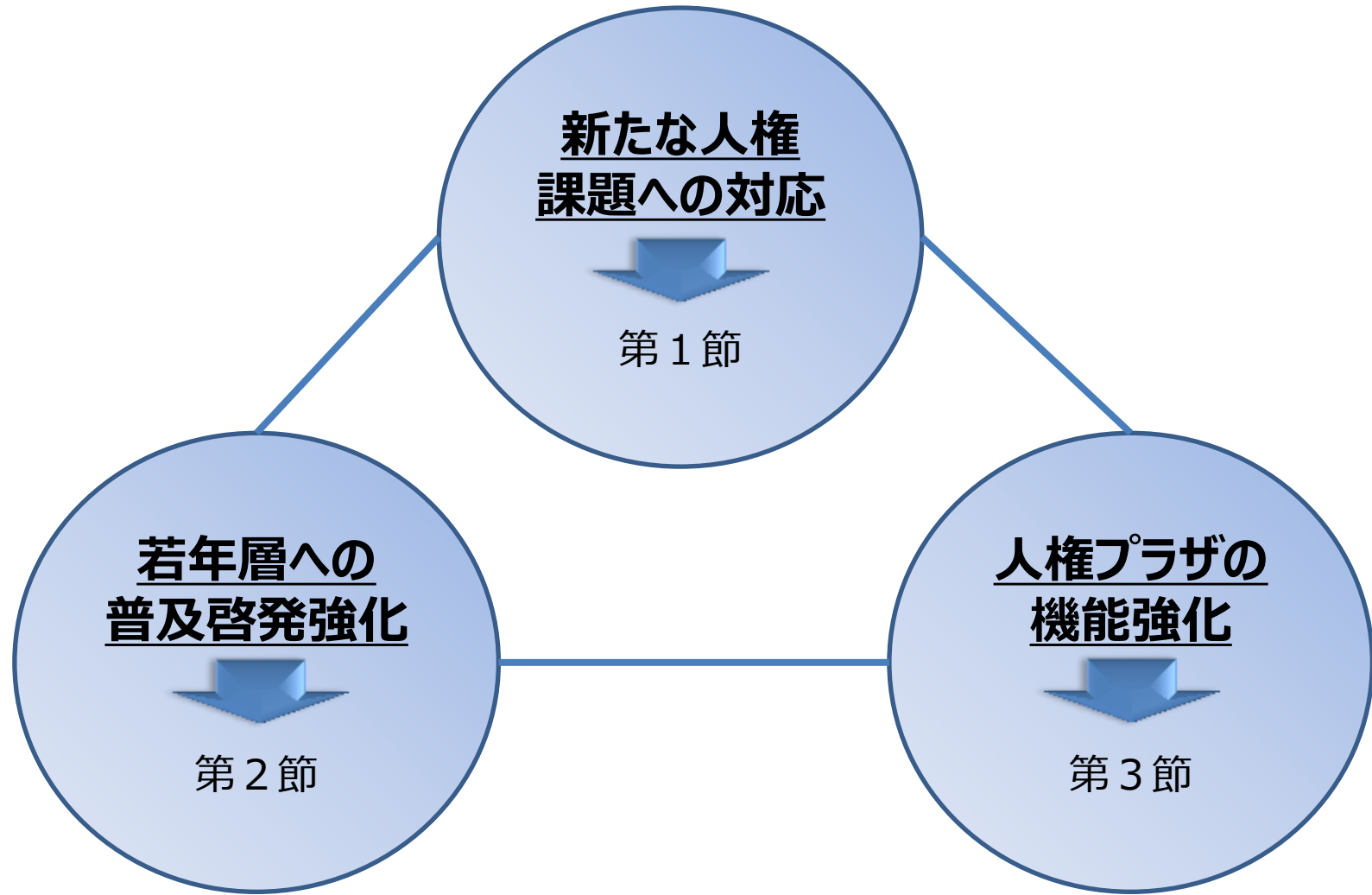
第Ⅲ章 今後の取組の方向性

第Ⅲ章 今後の取組の方向性

	課題	方向性検討の考え方	今後の取組の方向性
テーマ設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京2020大会を迎えるに当たり、様々な国から来日する外国人が増加する中、都の人権条例に基づき、社会的な関心が高まっている「性自認・性的指向」、「外国人（特にヘイトスピーチに関すること）」の2つの分野に光を当て、啓発等の取組を更に推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、条例に基づき、新たな人権課題（性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消（多様な性の理解の推進）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消）への理解を深めるため、必要な啓発の取組を推進する。 	<p>【新たな人権課題への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消 ⇒ 基本計画の策定、都民向け啓発冊子の配布、専門相談窓口の設置 等 ○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 ⇒ 公の施設の利用制限、拡散防止措置及び公表、第三者機関の設置 等
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い年代の都民に対し人権課題への関心を高めるため、啓発が行き届きにくい若年層を対象に、事業の企画段階から、万人向けを対象とする「どのくらいの参加者が見込めるか」という発想から「どんな性質の参加者を集めるか」という、よりターゲットを意識した啓発行事の検討及び広報手法の創意工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 啓発が行き届きにくい若年層（20代、30代）を対象に、人権に対する理解を深めるため、啓発手法等に創意工夫を凝らし、取組を重点的に推進する。（①若年層が興味、関心を持てるような啓発、広報手法の検討、②子育て期の親へのアプローチ方法の検討、③新社会人、若手社員向けのアプローチ方法の検討） 	<p>【若年層への普及啓発強化】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①車内ビジョン広告の活用、映像系専門学校等の協力による若者視点からの啓発動画の質の向上、若者に集客力のある著名人の招聘、②保育園、幼稚園、学童保育等の場を活用した広報、③若手社員向けの企業内研修での啓発冊子等の配布、人権啓発指導者養成セミナーを通じた企業内の人権研修講師養成 等
啓発拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設移転後の取組状況を踏まえ、人権プラザへの来館者の増加及び都民の人権課題への理解・関心の向上にもつながり得る、区市町村をはじめとする外部との連携・協力を更に積極的に進める余地がある。また、利用者等のニーズを踏まえた事業の見直しを行い、要望等にきめ細かく対応していくことも求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権プラザを人権啓発拠点として十分に活用するためには、より多くの都民に施設利用を促し、人権啓発の裾野を広げることが必要不可欠である。そのため、人権啓発拠点としての機能を最大限発揮することができるよう、センターが持つ強み（専門性やネットワーク等）を活かし、利用者ニーズに応じた新たな利用者獲得につながる取組を積極的に実施する。 	<p>【人権プラザの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権プラザの展示室・団体見学受け入れ事業等のPR活動の強化 ○ 出張展示事業における新規出張先の開拓、充実 ○ 人権問題体験学習会事業における啓発内容・手法の充実（参加者の要望等に応じたオーダーメイド型の取組の実施、アンケートの意見を踏まえた事業見直し）

第Ⅲ章 今後の取組の方向性

前章までの現状分析及び課題抽出等を踏まえ、以下 3 点について今後の取組の方向性を検討する。



第1節 新たな人権課題への対応

◆ 第Ⅰ節「新たな人権課題への対応」

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、新たな人権課題（性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消）への理解を深めるため、必要な啓発の取組を更に推進する。

【取組検討に当たっての考え方】

- ・ 都はこれまで、「東京都人権施策推進指針」に基づき、それぞれの人権課題について施策を推進してきた。
- ・ 今後も、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、いかなる差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念を広く浸透させ、多様性を尊重する都市・東京をつくりあげていくため、必要な施策を推進していく。
- ・ 特に、**東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストシティとして、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消、並びに本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消**に積極的に取り組み、啓発を更に推進していく。

（1）性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消（多様な性の理解の推進）

- ・ 性自認及び性的指向を理由とした悩みのある方々が置かれている状況は様々であるため、啓発、教育等の施策の実施に当たっては、当事者の方々が直面する課題が多岐にわたることを認識することが重要である。

（2）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消

- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するため、都の実情に応じた施策を講ずる必要がある。
- ・ 一方、不当な差別的言動の解消に向けた取組を行うに当たっては、表現の自由、その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害することのないよう留意する必要がある。

【「新たな人権課題への対応」に向けた取組の方向性】

(1) 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消（多様な性の理解の推進）

- 性自認及び性的指向に関する啓発、教育等の推進を図るために**基本計画を定め**、全庁横断で必要な取組を推進する。
また、庁内はもとより、**国や区市町村等とも相互に協力・連携しながら施策を推進**していく。
- **都民向け**には、性自認及び性的指向を理由とした悩みのある方々が、生活上で多種多様な困難に直面し、支援を必要としていることについて、理解を広めるための**啓発冊子を配布し**、総務局人権部が実施する啓発行事等と連携しながら、効果的な啓発に取り組んでいく。
- また、性自認及び性的指向を理由とした悩みのある方々が置かれている状況は様々であるため、当事者の方々が個々に直面する課題に寄り添うため、性自認及び性的指向に関する**専門電話相談の窓口を設置**する。
- **都職員向け**には、全ての都職員に対して**職員向けのマニュアルを1人1冊ずつ配布**するとともに、これを活用して研修を行うことにより、職員一人一人が多様な性について深く理解し、性的マイノリティの方々への配慮を適切に行うことができるよう職員の意識啓発等に取り組んでいく。

<取組スケジュール（案）>

取組	2018年度	2019年度	2020年度
条例制定	・一部施行(H30.10～)	・全面施行予定(H31.4～)	
性自認・性的指向を理由とする不当な差別の解消 (多様な性の理解の推進)	・各啓発行事等と連携し、啓発を実施	・専門相談窓口の設置 ・全庁横断会議の設置、基本計画の策定	・基本計画に基づく施策の実施

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消

(公の施設の利用制限、拡散防止措置及び公表)

- 都が保有する**公の施設の利用制限**、不当な差別的言動に該当する**表現活動の内容の拡散防止措置**、当該**表現活動の概要等の公表**等を実施するとともに、庁内はもとより、国や区市町村とも協力・連携しながら施策を推進していく。

(都民等の申出制度の周知、各啓発行事等との連携)

- 不当な差別的言動に該当する表現活動について、**都民等による申出制度を広く周知**するとともに、**総務局人権部が実施する啓発行事等と連携**しながら、効果的な啓発に取り組んでいく。

(審査会の設置及び意見聴取)

- 不当な差別的言動の解消に向けた取組を行うに当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害することのないよう留意する必要があるため、**学識経験者等で構成する第三者機関を設置**し、公正、公平かつ中立的に制度を運用していく。

<取組スケジュール (案) >

取組	2018年度	2019年度	2020年度
条例制定	・一部施行(H30.10～)	・全面施行予定(H31.4～)	
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消	・第三者機関の設置等 体制整備	・公の施設の利用制限、拡散防止措置等	
	・各啓発行事等と連携し、啓発を実施		

第2節 若年層への普及啓発強化

◆ 第Ⅱ節「若年層への普及啓発強化」

- 幅広い年代の都民に対し人権課題への関心を高めるため、啓発が行き届きにくい若年層（20代、30代）を対象とした啓発内容、手法等を検討し、人権に対する理解を深めるための取組を若年層に対し重点的に実施する。

【取組検討に当たっての考え方】

- ・ 幅広い年代の都民に人権について関心を持ってもらうためには、啓発が行き届きにくい年齢層（20代、30代）に焦点を当て、効果的に事業を実施していくことが必要である。
- ・ 20代、30代といった年齢層は、就職や結婚、出産などライフスタイルの変化に伴い、その適応に追われる時期に当たるため、この世代に対し人権問題への関心を高めていくには、**啓発行事等に容易にアクセスできるような新たな手法を取り入れるなど、ターゲットを意識したこれまでにないアプローチが必要**である。

○ 若年層への普及啓発強化に向けた検討事項

- 若年層（20代、30代）が興味、関心を持てるような啓発内容、広報手法等の検討
- 子育て世代が啓発機会に触れやすいよう子育て期の親へのアプローチ方法の検討
- 新社会人、若手社員向けのアプローチ方法の検討

【「若年層への普及啓発強化」に向けた取組の方向性】

○ 交通広告、インターネット動画サイト等を活用した啓発・広報

- ・ まとまった時間のとれない社会人向けに、**通勤時間を利用して触れることのできる車内ビジョン広告などの交通広告、若者の視聴が多いインターネット動画サイト等**を活用した啓発を行う。
- ・ 啓発用の映像作成に当たっては、**映像系専門学校等の協力を得て映像コンテストを開催すること等により、若者の視点から啓発動画の質の向上**を図る。
- ・ 啓発行事に幅広い年代の都民、とりわけ若者等これまで啓発が行き届かなかった世代の参加を促すため、**若者等に集客力のある著名人を招聘し、広報インパクトの増大**を図る。

○ 子育て期の親が関わる場を活用した啓発・広報

- ・ 総務局人権部が実施する啓発行事について、子育て期の親であれば多くの方が関わる**保育園、幼稚園、学童保育等の場を活用した広報**を実施し、都の啓発行事への参加につなげる。

○ 企業とタイアップした若手社員への啓発・広報

- ・ **新入社員をはじめとした若手社員への企業内研修において、総務局人権部で作成した啓発冊子、リーフレット等の配布**による啓発を実施するとともに、**総務局人権部主催の啓発行事の広報**を実施する。
- ・ **人権啓発指導者養成セミナーを通じて、企業内の人権研修講師養成をバックアップ**する。

第3節 人権プラザの機能強化

◆ 第Ⅲ節「人権プラザの機能強化」

- 都の人権啓発拠点である人権プラザが持つ専門性とネットワークを最大限活かし、人権プラザの更なる利用促進を図ることにより、人権啓発の裾野を広げ、人権課題に対する都民の理解、関心をより一層高めていく。

【取組検討に当たっての考え方】

- ・ 人権プラザを都における人権啓発拠点として十分に活用していくためには、より多くの都民に施設の利用を促し、人権啓発の裾野を広げることが必要不可欠である。
- ・ そのために、人権啓発拠点としての機能を最大限発揮することができるよう、**センターが持つ強みや人権プラザの移転により向上した利便性等を活かし、利用者のニーズに基づいた新たな利用者獲得につながる取組を積極的に実施**することが必要である。

○ 人権プラザの利用促進に向けたセンターの活用

- ・ 人権プラザの指定管理者として平成30年度から10年間の指定を受けたセンターが、**これまでの業務経験から蓄積したノウハウ（専門性やネットワーク等）を資産として有効活用**し、民間団体の持つ機動性や柔軟性等を発揮することにより、効率的かつ効果的に人権啓発の取組を推進していく。

専門性の蓄積

- ・ 人権啓発事業の実施に当たっては、人権プラザの管理運営を担うセンターが、これまで長年にわたり人権問題に関わる普及啓発事業を行うことで培ってきたノウハウと、専門員が持つ多くの知見を活用し、効果的な啓発に取り組んでいく。

ネットワークの蓄積

- ・ 人権啓発支援を通じて蓄積された、国（（公財）人権教育啓発推進センター）、都内小中学校等とのネットワークを活用し、相互に十分な連携をとりながら、啓発事業を推進することにより、多様な人権啓発の機会を提供していく。

「人権プラザの機能強化」に向けた取組の方向性

- 人権プラザにおける講座、展示等の実施のほか、**団体見学の受入れやアウトリーチ型の啓発事業を強化**し、来館者以外にも啓発対象・機会を拡大していくことにより、人権啓発の裾野を広げ、都民の人権課題への理解、関心を高める。
具体的には、人権プラザの指定管理者であるセンターの持つ専門性とネットワークを活用し、人権プラザの**展示室・団体見学受入れ事業等のPR活動、出張展示事業における新規出張先の開拓、充実、人権問題体験学習会事業における啓発内容・手法の充実**等に取り組んでいく。

